



# 正副会長の活動状況

## —会務報告—

日本弁理士会副会長  
柴田 富士子

### 1. はじめに

令和元年度日本弁理士会副会長を務めております柴田富士子です。早いもので4月に本年度の役員会がスタートしてから4か月余りが過ぎ、夏を迎えました。

4月に附属機関及び委員会の活動が始まり、5月には定期総会の開催、6月には各地域会と今年度の方針等を話し合うために、幾つかの地域を訪れるなど、就任以来、充実した日々を過ごしております。

以下、私が担当している附属機関、委員会等の活動内容について簡単にご説明をいたします。

### 2. 会務報告

今年度、国際活動センター、バイオ・ライフサイエンス委員会、農水知財対応委員会、商標委員会、弁理士推薦委員会及び東北会を担当しています。

【国際活動センター】4月には、例年通り、AIPLAのJapan Practice Committeeの代表団が来日し、東京ミーティング及び大阪ミーティングを行いました。東京のオープンセミナーの内容はe-ラーニングのプログラムとして収録されていますので、米国の知財の動きを知るための一助として活用していただければと思います。また、特許、商標のワークショップも行いました。さらに、日本の女性弁理士とAIPLAの女性メンバーとが、事務所所属、企業所属といった職場の枠を超えて交流を行うWomen in IP Law Meetingも行われました。今年は、裁判所の行事と重なったため、例年ご参加いただいている、女性判事の方達にはご参加いただけなかったことが残念でした。

5月のINTAでは、TM5のサイドミーティングに知財協の方達とともに参加しました。また、EUIPOとのミーティングにも参加し、他団体との共催とすることができるならば、セミナーの開催が可能になるという話を伺ったため、現在、調整を進めています。

6月には、フランス弁理士会(CNCPI)の代表団が来日し、クローズドミーティング及びオープンセ

ナーが行われました。フランス意匠法の改正の他、特許の進歩性を判断するようになるといった最新の動きも紹介され、実り多い会合となりました。

7月には、中華商標フェスティバルにプロジェクトグループメンバーが参加しました。また、ソウルで開催された今年で35回目となる日韓交流会(日韓合同理事会)の場で、意見交換を行いました。午前中のクローズドミーティングに続いて、多くの質問が出たオープンセミナー、その後なごやかに行われたレセプションの場で、今後もよい関係を続けていこうということが確認されました。

また、9月には、初めてのアジアツアーも実施される予定で準備が進んでいます。日本の知財制度の良さを海外に発信することを目的とするDiscover IP Japanに代えて、昨年は、初めてIPO(Intellectual Property Owners Association)の年次総会にブースを出展しました。今年度は、特許庁と隣り合わせにブースを出すことができる運びとなり、現在、こちらも準備を進めています。

9月に開催されるAIPPI総会までに、Brexitがどのような状況になっているか、気が揉めるところです。欧州統一特許裁判所がどのように運営されるかという点でも影響が大きいので、うまく決着してくれればと思っています。WIPO主導で進められているe-PCT、グローバルドシエについても今後の動きから目を離せないという状況です。

【バイオ・ライフサイエンス委員会】今年度は、例年の審議委嘱事項(「バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査、研究及び提言」、 「バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査、研究及び提言」、 「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査、研究及び提言」等)を検討する部会に加え、「遺伝資源の保護」を検討する部会を新設しました。新年早々、ウシの精液の持ち出し事件が報道されましたが、ウシ

のみならず、イチゴやブドウ等の新品種の海外への持ち出しに対して、現状では何ができるのか、講じるべき策にはどのようなものがあるか、必要な手段は何かといった点を知財の観点から検討する必要があるためです。

外部への積極的発信を目的として、昨年度に引き続き、BioJapan 2019 へのブース出展と出展者プレゼンテーションを行う予定です。外部知財関連団体との連携や協力も積極的に行っています。一般社団法人日本知的財産協会の医薬・バイオテクノロジー委員会との交流会に加え、一般財団法人バイオインダストリー協会とも交流会を持ちました。また、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム（FIRM）のイベントへの講師派遣等も行っています。

**【商標委員会】** 商標委員会では、制度の検討・提言、国際関係の対応等を担当する4つの小委員会に分かれて活動しています。今年も昨年に引き続き、「商標制度についての検討及び提言」という諮問事項を審議しておりますが、昨今、商標の重要性が増していることから、現状の商標制度についての新たな問題点・トピックスを議論・検討しております。また重要性が増すことにより、商標法も多くの人に目に触れられるようになりますので、より理解されやすい商標法を目指して、法律の構成のあり方等について検討することを、今年から諮問事項に追加しました。このほか、例年通り、5月にボストンで開催されたINTAのAnnual Meetingにおいて、特許庁ブースへの人員派遣の協力を行なう等、特許庁とも協力しつつ、活動を行なっています。また、今年は12月に日本で5年ぶりに、商標及び意匠の五庁会合（TM5及びID5）が

行われます。現在、特許庁の担当部署と連携を取りつつ、この準備を進めています。

**【農林水産知財対応委員会】** 農林水産知財対応委員会では、「農林水産知財の保護に関する事例の収集及び農林水産知財に関する支援の検討・実施及び提言」を継続して行っています。農業ICTの実状や改正JAS法にまつわる諸問題の検討を行っています。また、新年早々、和牛の精液の持ち出し事件が報道され、農林水産省が専門家会合を起ち上げましたが、同会合への対応をバイオ委員会と連携して行っています。

更に昨年度より、「地理的表示保護制度（GI）の登録申請の手引書」をまとめ、現在微修正の上公表の準備を行っています。今年度は、農林水産省の補助金事業の一環である、GIについての研修会を開催し、講師を派遣しています。地域団体商標と比較されることが多いGIですが、その登録要件や目的は地域団体商標とは大きく異なっており、例えばGIの登録申請手続きでは、その特産品の特徴をとらえた記載が必要で、明細書を書くように申請書に記載する必要があります。その際に、昨年まとめた上記の手引書を活用して、皆様に関わっていただければと考えています。

**【東北会】** 6月21日に東北経産局及び宮城県庁を訪問し、意見交換をしてきました。農水産物等、第一次産業でも知財を活用することが必要であるとの話も出て、実りある会合となりました。広め隊で培った、地元の弁理士と自治体又は金融機関若しくは中小企業等との交流をさらに広く深いものとし、知財の活動がその地においてより深く根付くことを願っています。

**【おわりに】** 上記の附属機関、委員会、地域会、その他の会務の運営には、多くの方々にご意見とご協力とを賜っております。この場をお借りして心より御礼申し上げます。残りの任期の間、できること、すべきことに対して全力で取り組みますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

